

第11回東京都板橋区景観審議会

平成31年3月27日（水）

板橋区役所本庁舎11階第一委員会室

I 出席委員

天 野 光 一	池 邊 このみ	神 谷 博
中 島 直 人	大 場 明 夫	川 口 雅 敏
中村 とらあき	かいべ とも子	松 崎 いたる
木 村 忠 義	長 江 洋 介	中 尾 美佐男
鈴 木 和 貴	黒 瀬 聖 子	杉 山 朗 子

II 出席者

区 長	都市整備部長	都市計画課長
-----	--------	--------

III 議 事

開会宣言

<議 事>

- 1 板橋区景観計画の変更に係る手続きについて〔資料1〕
- 2 (仮称)板橋区景観賞について〔資料2〕
- 3 景観事前協議について〔資料3〕
(個人情報に係る内容であるため非公開とする)
- 4 その他(報告事項等)〔資料4〕〔参考資料〕

閉会宣言

IV 配付資料

- 1 議事日程
- 2 委員名簿
- 3 〔資料1〕板橋区景観計画の変更に係る手続きについて
- 4 〔資料2〕(仮称)板橋区景観賞について
- 5 〔資料3〕景観事前協議について
(個人情報に係る資料であるため非公開とする)
- 6 〔資料4〕その他(報告事項)
- 7 〔参考資料〕板橋区景観審議会議事録及び部会議事要旨

○天野会長 それでは、第 11 回板橋区景観審議会を開会いたします。これより議事に入らせていただきます。議事のまず 1 番目、板橋区景観計画の変更に係る手続について、事務局のほうから説明いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○都市計画課長 それでは、議事の 1 つ目でございます、板橋区景観計画の変更に係る手続についてご説明を差し上げたいと思います。

資料 1 をごらんいただきたいと思います。これまで複数年にわたりまして、景観審議会また部会を中心といたしまして議論を積み重ねてきたところでございます。景観計画の変更を伴う 2 つの案件につきまして、まず 1 つ目がアクセント色の導入、2 つ目が、景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組みについてでございます。これまでの検討経過及び景観計画の変更に係る手続のスケジュール等につきまして、ご説明差し上げたいと思います。

まず、(1) のところでございます。これまでの検討経過でございます。表の左側のアクセント色についてです。これは今、景観計画の色彩基準では、使うことのできない鮮やかさをあらかず彩度の高い色彩の導入に関するものでございまして、平成 25 年から検討を続けてきております。これまで色彩基準案の検討、委員の皆様からのご意見の反映、区の事例の調査等を経まして、前回の第 10 回審議会に報告をさせていただいたところでございます。

その後、東京都緑地景観課や住民主導型の重点地区でございます景観形成重点地区へのヒアリング等を行っているところでございます。

アクセント色につきましては、これまでの検討成果をまとめたものが、3 ページ以降になりますが、そちらのほうにございます。まず 3 ページでございまして、一般地域と 4 つの景観形成重点地区の位置を示しております。こちらのページの下段の表でございしますが、このたび整理いたしました景観形成基準案が景観計画の先ほどの冊子でございしますが、こちらの何ページに該当するかということに記載させていただいております。

さらに説明を続けさせていただきます。4 ページをお開きいただきたいと思います。こちらは一般地域について、これまでの審議会・部会の検討成果を景観計画の景観形成基準の形式に当てはめたものになります。

4 ページの上段でございしますが、左側の区分の色彩、括弧で外壁基本色・強調色になっているところでございますが、現在の景観計画に記載されているものでございます。このたび検討いたしましたアクセント色に関しましては、新たに表を差し入れようと考えておりまして、その下の下段のところに、左側の区分の色彩アクセント色となっているところでございます。

アクセント色と申しますのは、建物のデザイン性を高め、魅力的なまちの表情やにぎわいを演出する色彩と定義しております。

また、アクセント色を使用する場合に当たりまして、建物や周囲の建物との調和を損なうことのないように、まちのスケール感や歩行者の目線等に合わせた節度ある効果的な使い方として、地域の良い景観形成に寄与するような色彩のデザインとすることと考えております。

色彩基準には、面積の上限や使用場所、彩度の上限を定める内容となっております。これらにつきましては、審議会・部会を通じまして、委員の皆様から多くの議論をいただいたところでございます。

彩度の上限につきましては、少しイメージしづらいところではございますが、具体的にご説明をさせていただきたいと思っております。彩度と申しますのは、色の鮮やかさをあらわす指標でございます。

続きまして、4ページの表の下段のところの表の中に、もう一つ表がございますが、彩度の上限という記載がございます。この表は色相、色合いのことでございますが、色相ごとに3段階に分けて、アクセント色の彩度の上限をあらわしたものでございます。

表の上のところから色相の 0.0R から 4.9Y というふうに書かれております。こちらは赤や黄色などの暖色系のものにつきまして、彩度8以下というふうに考えたところでございます。

真ん中の色相でございますが、5.0Y から 5.0G と書かれておりまして、こちらは黄緑や緑などの中間色系の彩度を彩度6以下というふうに考えているところでございます。

その下でございますその他の色相でございますが、青や紫などの寒色系の彩度を4以下というふうに考えています。

これらを視覚的にあらわした資料となりますのが、表の部分でございますが、机上の景観計画のつづりのちょっと後ろのほうでございますが、つけさせていただいております。赤色で資料1補足というふうに書かれているところをごらんいただきたいと思います。

このような色彩の表になっているところでございまして、少し説明させていただきます。

こちらは一般地域の例となりますが、右下に凡例で青囲いで基本色、オレンジ囲いで強調色、赤囲いでアクセント色というふうに書かれております。アクセント色の彩度の上限は、全地域共通でございますが、今回の一般地域の例でご説明いたしますと、まず、青色の外壁基本色、またオレンジ色の強調色、赤枠のアクセント色の色彩で、アクセント色で利用できる彩度・明度をこちらの表であらわしております。ちょっとわかりづらいかもしれませんが、今回このよ

うな形で使い方を広げていきたいというふうに思っているところでございます。

また先ほどの資料 1 に戻っていただきたいと思います。

資料 1 の 5 ページから 12 ページまででございますが、先ほど一般地域のご説明をしましたが、こちらは景観形成重点地区に関する記載となります。基本的には、これまでの審議会・部会の検討成果をもとに、一般地区と同様に作成しておりまして、この地域の特性に応じた一般色と表現が異なる部分が少しございますが、このように定めていきたいというふうに考えているところでございます。

続きまして、もう一度資料 1 の 1 ページに戻っていただきたいと思います。

続きまして、景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組みでございまして、この表の右側に書かれているところでございます。

景観計画では、候補地区に位置づけられております板橋宿不動通り地区でございます。先ほど天野会長のほうからもご紹介いただいた部分でございますが、こちらの不動通り地区を対象に、商店街の無電柱化の工事が完了しておりまして、さらに地区の象徴的な建物でありました銭湯でございますが、花の湯さんという銭湯さんが閉店されて、解体をきっかけといたしまして、平成 29 年度から 2 年間かけて景観まちづくりに取り組んできているところでございます。

地元の勉強会の開催やまちづくりニュースの発行等を通じまして、商店街や地域にお住まいの方で話し合いを重ねた成果といたしまして、景観まちづくりプラン（素案）というものを作成いたしました。

こちらが資料 1 の 13 ページになります。13 ページのところに表紙をつけてございますが、板橋宿不動通り地区景観まちづくりプラン（素案）でございまして、商店街や地域にお住まいの方々から参加いただきまして、勉強会等を通じて作成したものでございます。本日は抜粋版を使ってご説明を差し上げたいと思います。

まず、15 ページをお開きいただきたいと思います。下段のところに（４）プランの対象範囲という記載がございます。オレンジ色の色塗り部分でございまして、こちらが板橋宿不動通りの商店街に当たります旧中山道沿道でございまして、王子新道という道路から国道までの約 400 メートルの区間でございます。

続きまして、16 ページのほうをお開きいただきたいと思います。景観まちづくりの方向性に関する検討内容でございます。本地区における将来のまちの景観の方向性を、こちらはテーマといたしまして、「ちょっと寄ってって 板橋宿」というふうに定めまして、その方向性の

具体的なものというのを7つのテーマを設定し、目指したい将来の景観のイメージをイラストであらわしているところでございます。

なお、このイラストにつきましては、地区の中心部に当たります板橋三丁目縁宿広場の付近を仲宿方向を向いて描いたものでございます。

続きまして、17 ページでございます。こちらは7つのテーマ別の方向性につきまして、具体的な取り組み例を写真つきで整理したものでございます。

続きまして、18 ページをお開きいただきたいと思います。景観まちづくりのルールの方案というものを抜粋したものでございまして、景観計画の景観形成基準に当たる部分というふうに考えております。

また、19 ページ以降でございますが、これまで計6回発行いたしました「板橋宿不動通り地区景観まちづくりニュース」を添付させていただいておりますので、後ほどご確認いただきたいというふうに思っております。

少し戻りますが、ここまで2つの案件といたしまして、アクセント色の導入と景観形成重点地区の追加指定に向けた取り組みのご報告を差し上げたところでございますが、いずれも景観計画本体の変更を伴うものでございまして、31 年度以降、手続に移行していきたいというふうに考えております。

そちらのスケジュールが、資料1に戻っていただいて2ページのところでございますが、今後のスケジュール（予定）という形で記載させていただいております。こちら1ページと同じように、左側にアクセント色の導入でございます。こちらはおおむね2年間の手続の予定を考えておりまして、まず31 年度に変更案を作成いたします。その際、地元の説明・周知、東京都の協議などを行ってまいりたいと考えております。また、平成32 年度に入りまして、具体的な変更手続といたしましてパブリックコメント、またこちらの景観審議会、さらには都市計画審議会のほうで意見聴取を行いまして、景観審議会に諮問・答申をさせていただきまして、変更・告示というふうになっていくというふうに考えております。

続きまして、2ページの表の右側でございます。景観形成重点地区の追加指定でございますが、こちらはおおむね3年間の手続の予定を考えております。手続の流れといたしましては、アクセント色の導入と同様になりますが、勉強会を中心に策定した景観まちづくりプラン（素案）につきまして、31 年度に地元から提案がなされれば、この地元案をもとに、区の景観計画に反映させるための検討を行い、32 年度にかけまして変更案を作成していきます。その後、33

年度に具体的な変更手続を進めて、変更・告示というふうを考えているところでございます。

なお、先ほどのアクセント色の導入と一緒にございますが、その下部部分に点線で示しておりますが、景観計画の変更につきましては、冊子の印刷でございますとか、関連する幾つかのガイドラインの改定も必要となりますので、ちょっと費用面も考えまして、進みぐあい等も勘案した上で、アクセント色と重点地区の手続の進捗に合わせた適切な時期に冊子等の印刷、またガイドライン等の改定等も行っていきたいというふうに考えておるところでございます。

説明については、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○天野会長 はい、ありがとうございました。アクセント色については、何度か議論させていただいたことですし、不動通りにつきましても、重点地区のコアになっていましたので、これから実際に指定に向けて取り組みということでございます。2つとも、景観計画の変更にかかわってくることでございます。

何かご質問とかご意見がございましたら、いただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。
どうぞ。

○鈴木委員 3年ぶりにまた審議会の委員として参加させていただきます鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

3年間の間にどのような議論がなされたかという正確な情報を持ち得ていない中での質問で申しわけないんですけども、不動通りの件について教えてください。

不動通りの位置づけというのが、板橋宿という形の中で、ある程度の歴史的なものであるとか、商店街の沿道空間というものを含めた景観指定を目指しているものだと理解しているんですけども、そうした中でいうと、板橋宿というのが本来であれば、日本橋からいけば上下、それか上中下というふうな形で続いていく中で、今この不動通りの部分だけを重点地区として指定して、それをさらに板橋宿という中で定義していくということに違和感を感じてます。

というのは、やっぱり景観地区の指定というのは、やっぱりそれに対して地区に指定されないところも、ある程度その影響を受けて、まちがよくなっていくことを目指しているものと思いますので、板橋宿というような定義で考えるとすれば、もう少しリニアな形で、石神井川を越えた環7あたりまでは、やっぱり板橋宿というような、少なくとも和宮様がよけて通った縁切榎だとか、板橋宿に江戸時代の宿場にかかわるものは、まだそちらにも残っているわけですね。

板橋宿の歴史からいえば、いわゆる江戸時代の歴史と、さらに火事があって、J Rの国鉄の

駅が移ったりして、それから大地震で移っていくという、戦時中からの歴史という2つの大きな歴史がある中で板橋宿を捉えているとすれば、もう少し広い範囲で捉えるべきではないかと。今の時点で不動通りで進んでいるとすれば、例えばそれ以外のところも、もう少し板橋宿という中で、A地区B地区じゃないですけども、ある程度のルールをつくっていくように促していくべきではないかというふうに考えます。

今までの議論でもう既に終えているのかもしれないんですけども、その辺りを感じたものですから、意見として述べさせてもらいました。

○天野会長　いかがでしょうか。

○都市計画課長　まず、今回の地域でございますが、平成23年に景観計画を定める際に、区としてもそうですが、景観審議会等も通じまして、取り組みとして大きく4つの地域について重点地区候補地区として挙げられておりました。その一つがこの板橋宿不動通り地区でございます。先に定めました重点地区候補地区4つのうちの2つは、既に重点地区化しております。

定める際に全ての、仲宿等も含んで全区域という案も最初の検討の中にあっただと思いますが、まず顔としての部分で、取り組みの中で先導していくような部分に、4つの重点地区を定めていこうというところがスタートラインにあったもので、そのときの考え方に基づいて今、最初に4つのうちの2つが決められておまして、加賀一・二丁目地区ということで、そちらの重点地区と、常盤台一丁目・二丁目地区という重点地区、こちらの住民の方たちに動いていただいた結果としてなっております。

不動通りにつきましても、当時いろいろ地元とお話した中で、その部分については取り組んでいける可能性が高かったもので、重点地区化しようということで、住民のかかわった形での取り組みがあります。

確かにおっしゃっていただいたように、仲宿のほうも含めて全部進めていければいいと思いますが、段階的に進めている中での取り組みとしては、不動通りということで、ちょっと400メートルという範囲で切れてしまいますけれども、その部分がまずは取り組む部分となっております。

ただ、今後重点地区化する場合でも、住民主導型の取り組みがございますので、ここをやりたいたいという部分が区の中で幾つか出てくれば、それ自体についても検討した上で進んでいくこととなりますが、今の進みの中ではこの部分が、当初の計画どおりに進めようとしている部分でございます。その他のことを考えないというわけではございませんが、先導的に動いてい

く部分としては、この部分というように考えているところでございます。

○天野会長　いかがですか。

○鈴木委員　ありがとうございます。実はそこまでは理解していたんですよ。その3年の間に、例えばそこから先の人たちにどのような働きかけがあったとか、それとか、ルール化しないまでも、やっぱりそういうようなことを不動通りでやるんだから、こちらのほうも一緒にやってくれませんかというような働きかけはどうだったかなという辺りで思った次第です。

○都市計画課長　まず、そういう面で申しますと、3年というものではございませんが、景観計画とは別に、この板橋不動通りの部分と仲宿の部分、さらにはその先の部分を含んで、地区計画を区のほうでは決めております。これはもともとこのエリアが密集事業をやっていたエリアでございまして、そのエリアの全体としての取り組みは、したところでございます。

その後、無電柱化に取り組んでいる部分でございまして、不動通りについては無電柱化が完成していますが、仲宿のほうに入ろうとした際には、なかなか地元のほうではうまく反応がなかった部分もございまして、地区計画の際にも、もう少し景観の要素を取り入れた部分もやりたいという話はしておりましたけれども、そのときにもなかなか反応がなかった部分がございます。

ただ、反応がないからといって、区のほうが動かなかったわけではないんですけど、一体として動けなかった部分というのもあるのも実情でございます。ただ、重要な視点でございまして、仲宿も、またその先を含めた板橋の本来の板橋宿という部分であれば、その部分も将来的にはしっかり考えていかなくちやいけないという認識です。どうもありがとうございます。

○天野会長　よろしゅうございましょうか。

とりあえず、今回の不動通り商店街の景観計画を立てる際のテーマとして、やっぱり板橋宿というのが入ってくると思うんですが、じゃあ板橋宿はどこまでなんだという話は、非常に結構難しいですし、景観計画を立てる以上は、ある一定の行為の制限がかかりますので、地元との十分な意見の調和が出てこないと、なかなか景観計画で重点地区に指定されていることがあるかと思います。

実は、私も板橋との江戸四宿のうちの一つの千住の生まれでございまして、千住も宿場なんですけど、どこまでが千住宿なんだという、細かいことを言うとしたら細かいことを言いますし、千住だともっと問題がありまして、芭蕉はどっちでおりたというのは、いまだにけんかをしている。隅田川のどっちでおりたのというのが、いまだにやっているという話で、なかなか

かそこで宿を定義するのは難しいと思いますが、いずれにしろ、テーマとしては板橋宿はあると思いますので、まずは調整のできた不動通り商店街から景観重点地区として指定させていただいて、それをキーにして、次々と板橋宿全体に景観的な配慮を広げていくという方向かと思っています。

ぜひ地元の方々も、多少摩擦があってもいいので、どこまで板橋宿だとか、板橋宿らしいというのはどういうことかということを、ぜひ議論していければ、多分ある形で景観重点地区化していけるんじゃないかと思います。

ありがとうございました。

ほかに何かご意見等いただけますでしょうか。ご質問でも結構ですが。

どうぞ。

○松崎委員 松崎と申します。

今の鈴木委員のご発言を聞いて、もっともだなというふうに思いました。ただ、条件的な問題、今度やられて、この不動通り商店街、お話にも出てました、無電柱化がまず成功したということが一つ経過で、チャンスでもあるかというふうに思います。

大事なことは、この不動通りは比較的小さくまとまった地域ですから、関係者の方々の意見もまとまりやすいという条件もあるのかなと思いますので、私としてはこれをここでしっかりまとめていただいて、いろいろな問題点を出していただいて、他の地域に広げていってほしいなというふうに思うんです。

その際にぜひ、ちょっとこの不動通りの地区外の人にも、何らかの形で参加していただくというか、学んでいただくというか、ご意見も聞いていただくような、そういう取り組みを、見学会でもいいでしょうし、シンポジウムでもいいでしょうし、そういった機会をふやしていただければ、じゃあ私たちのまちも不動通りをちょっと参考にしてやってみようじゃないかと、そんな機運ができるんじゃないかなというふうに思いましたので、ぜひそんな取り組みもしていただきたいなというふうに思います。

○天野会長 ありがとうございます。いかがですか。

○都市計画課長 まち歩きのイベント等もやっておりまして、その際には多くの方たちにアナウンスしているところでございますし、あと、イベントが不動通りで行われる際に、景観を紹介するコーナーをつくりまして、実際には、お祭り広場みたいな感じでいろいろな方に集まっていたいただいて、ラッピーフェスティバルというものがございまして、そこで展示とかをやった

りとかはしています。

さらには、ワークショップ等のことも含めまして、いろいろ広げていく中で、その地域がいろいろな地域にうまく波及していくような情報伝達ができるような形で、いろいろな取り組みの中で、そういう部分を含めて取り組んでいきたいというふうに思っております、ありがとうございます。

○天野会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○かいべ委員 ちょっと風邪を引いて声があれで、申しわけございません。かいべと申します。

ちょっと教えていただきたいんですけども、地区の景観の中での無電柱化というのは、かなり比重が多いと思うので、板橋区の無電柱化の今後の進捗状況というのを、もしわかれば教えていただきたいんですけども。

○都市計画課長 板橋区では今、無電柱化につきましては、無電柱化の推進計画というものをつくろうとしております。その中で取り組みを進めたいと思っておりますが、実際にはこんなに頑張っていきますよということを言えればいいんですが、無電柱化の事業というのは、今回の不動通りも約7年ほどかかっていまして、そういうペースで動く際に、なかなか一気に進めない部分がございます。

ただ、その中で来年度定める計画の中で、幾つかの地域について目標を立てていきたいというふうに思っておりますが、その際も景観の視点というものを一つの視点として大きく捉えようとしておりますので、その中で無電柱化とあわせて、景観も一緒に進めるような形のものを考えていきたいと思いますが、ただ、推進するための計画で、例えば5年で10路線頑張りますとかと、そういうふうに言えるような今、板橋の体制がございませんので、7、8年で1路線と言ってしまうと、何百年もかかってしまうんですが、今の実情としてはそういう段階です。

ただ、国も都も含めまして、オリンピックに向けてということで、相当な整備を今進めております。そういう点では、大きな点は設備機器の置き場所が、区道のような狭い道路ではなかなか置き場所がなくて、その部分をどういう形で進めるかということも、今検討しております。もう少し技術的な部分は進んで、地中化する部分の埋設するところと無電柱化、設備機器が地上に出てくる部分というのが、うまく解決できると、もう少し早く進むのかなと思っておりますので、今の段階ではなかなか技術的な部分も含めまして、色よく今ここでこんなに頑張

っていきますと言えるほどの内容は、ちょっと持ち合わせておりませんが、気持ちとしてはしっかりと取り組みたいと思っていますので、よろしくお願いします。景観とあわせて一緒に取り組みたいと思っています。

○かいべ委員 無電柱化については、費用もかなりかかるということもわかっておりますので、そういう課題もあるかと思うんですけれども、できれば、先ほど私も本当に感じていたのは、鈴木委員がおっしゃったように、縁切榎のところを毎日通りますので、せっかく板橋の橋と縁切榎のあそこまで、なぜやらないのかなと素朴な疑問を抱いていましたので、できれば無電柱化についても、そういう視点で、地域をエリアを押さえながら、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○天野会長 よろしゅうございますか。

無電柱化も、実はおととい、国土交通省の無電柱化の委員会がございまして、私も出席していたんですが、自治体向けに低コスト化手法も含めた、手引きみたいなものはもう2年ぐらい前に出ているんですが、もう少しはっきり書いたガイドラインを、来年度には出すと国土交通省も言っていますので、まだまだ実は低コスト化の手法は確立していないですし、設計はどうするのとか費用、特注になったらどうするのとか、特注で高くなったら会計検査どうするのとかという、いっぱい問題はありますけども、国のほうも国道だけではなくて、基礎自治体を含めた自治体でも無電柱化を進めていただけるように、いろいろなことをやろうとはしています。

ただ、どうしても国の施策でいうと、できるところに手を挙げないと、全部広げると、できないじゃないかと怒られちゃいますので、どうしても緊急輸送道路等々が先になるかと思いますが、それにしても地方自治体が進めるようなガイドラインはつくると言っていますので、それが出てくるともう一つ、自治体レベルでの無電柱化も加速していくんじゃないかなと。

別に私は道路局長でもないですし大臣でもないんですが、会議に参加していてそう思いましたので、まだ、ただ景観でやるぞというのは、1番目に上げてもらえないんですよね。委員長に文句を言ったんですけれどもね。おまえは日本の景観をどう考えているんだ、何でも防災と安全かと、まず防災と安全から始めると言っているんで、美しくするのは二の次なのかと文句を言っているんですが、なかなか国の委員会だと、かじが切れないところもありますけれども、自治体でいえば、今おっしゃったように、ここはもつとにぎわいのあった商店街がいいなとか、歩きやすいほうがいいなとか、美しいほうがいいなとか、地元の人がいいなと言うところをキーにして、予算の話もありますけれども、あとは地元の方々の賛同ですね。

今おっしゃったように、地上機器を置きづらいときに、沿道の方々が工事をするに、工事をしていたら商売にならないよという文句を言わないとか、地上機器を置くところがないんだったら、うちの私有地のところに置かせてあげるよとかという賛同とか協力をいただけると、予算の話は別として、大分進みやすくなるのかなと。その辺は、区民の方々の意見をまとめながら、ぜひそっちのほうに向くように、皆さんもご努力いただければ、より電柱のない美しいまちができるかなと思っています。

ちょっと余計なことを言いました。ありがとうございます。

ほかにございますか。

どうぞ。

○杉山専門委員 専門委員の杉山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は実は東京屋外広告協会というところの主催の屋外広告コンクール審査委員長を実はちょっと、今回だけさせていただいておりますんですけども、都知事賞も出るようなコンクールでございます。そのときに、このフラッグというものも応募できたんですよね、実は。私はちょっと気がつかなくて、申しわけなかったんですけども、例えば新宿区さんとか、銀座通りの何かフラッグ、時々賞をとっているんですね。

板橋区でもやっているよというのが、これは2年に1回なので、ちょっとことはスルーされてしまうんですけども、ことし、もう一回、このフラッグを並べるような、こういう機会があれば、ぜひ応募していただけたらば、景観賞ですから、基本的には、話題づくりになるし、ほかの商店街の方も、電柱のこういうフラッグができるという、バナーフラッグの効果ということで、話題づくりになるんじゃないかなんていうふうに、改めて思った次第です。

こういう、変ですが、この規模でやっていらっしゃるところはそうそうないので、大変効果的なんじゃないかなと思いましたが、ぜひことしも、このバナーを並べて、皆さんで、はっぴまでも色をそろえてとか、伝統色ということも、最近では大変興味を引かれる話題でございますので、ぜひ取り組まれて、それをいろいろなところにPRしていこうと。

皆さんもそういう情報を、私もちょっと気がつけば、申しわけなかったです、昨年度気がついておればよかったんですけども、そんなふうにお勧めしたいなと。皆さんで盛り上げていただければいいんじゃないかなと、そんなふうに思いました。ぜひやっていただきたいなと。皆さんにもご協力いただけたらと思ったりいたします。よろしくお願いいたします。

○天野会長 ありがとうございます。ぜひそういうのがあったら、見逃さずに応募して、とれ

る賞はいっぱいといったほうがいいかなと思いますので、よろしくお願いします。

よろしゅうございますか。

○都市計画課長 今のこのまちづくりニュースの中のナンバー３というところの開いたところに、完成デザイン案ということで載ってまして、これが今地元のほうでやられていますので、杉山先生に言っていただいたように、ぜひ応募させていただいて、先ほどのまちづくりの展開にもつながっていくと思いますので、こういう部分も含めて、ぜひ景観の取り組みを広げながら、しっかり取り組んでいきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○天野会長 よろしゅうございましょうか。

どうぞ。

○中村委員 いろいろな委員の方からご意見のほどをお伺いいたしまして、やはり今まで不動通りが成功事例と言ってもいいかと思うんですけれども、そういった場所については景観の維持や景観の条例によって、商業的な利益が一致しているところが多いと思います。そして、この不動通りの場合には、やはり商店街の方々がほとんど入ってやっているというのがございます。

ただし、ほかの地区ではうまくいっているのかというと、板橋区の場合は非常に難しいところでございまして、住居地区が非常に多いところでございますので、どうしても住居地区の意見を取り入れてしまって、商業地区の意見がないがしろにされるケースがかなりあるということでございます。実際の出資者は商業地区で、意見を言うのは住居地区という場合があります。偏った合意形成のために、こういったことが起きているのかと思いますので、まずは合意形成をきちんととっていただくような形をとっていただきたいと思います。

また、維持に関しては労力もかかりますし、また、先ほどお話のあった商業的利益、またお金もかかることでございますので、実際の出資者となるところがどこであるのか、実際に投資をしていただけたところはどこになるのかということを考えて、景観条例を考えていただかないと、これはうまくいかないと思います。

景観の維持に関しては、先ほど商店街に何のメリットがあるのかと、そうしたら、バナーフラッグという事例もありました。こういったことがあるんだよということを教えてあげないと、みんなわからないまま進んでしまいますので、そういったビジョンなりメリットなりを、ちゃんと示したものにしなければいけないと思います。

また夜間、今度は東京都で夜間の景観に関しても進めるということでございますが、板橋区

の場合はまだLED、それから景観の重点地区に、そういったものを取り入れていくといったことによって、さまざまな効果は生まれると思いますので、夜間については進めていっていただければと思いますし、ただ、無電柱化、これはメリット・デメリットがございまして、商店街の場合には、防犯カメラの設置場所というのが非常に困ってしまうわけですね。無電柱化をやたらめったに掲げていただきますと、どこに防犯カメラを設置すればいいのかといった問題も出てきますし、なくなったことによって、どのようなデメリットがあるのかというのも考えていかなければいけないと思います。その上で、景観というものを考えていくというのが、私は必要だと思っておりますので、そういったこともこの住居、56万人住んでいるところのまちというのを、ほかの新宿区とか台東区とかとはまた別の要件がございまして、そういったところを考えながら、景観を考えていただければと思います。

以上です。

○天野会長 よろしゅうございますかね。ご意見として承っておくと。

どうぞ。

○中尾委員 商工会長を代表して来ております中尾と申します。

今、商業の話も出ておりましたけれども、商店街なんかも、それから工業のほうも、非常にじり貧状態で、なかなか発展していくということが難しい中で、先ほどご説明の中で商店街、仲宿なども商店街の方々の発意というか、みずからのあれでやっていただきたいということでお話がありましたけれども、やはり、ここはやっぱり板橋区という部分を、もっと活性化のある、活性するまちにするためにも、ぜひ区にはリーダーシップをとっていただきたいなというふうに思っております。

具体的に言いますと、江戸四宿というのを、僕も板橋に生まれ育って60年、いろいろな友だちもいまして、板橋は何があるのと言われたときに、何を言っているんだ、おまえ、江戸四宿だよというふうに申し上げて、品川宿、新宿、千住というのは残念ながら足立区になっちゃっているもんですから、あれなんですけれども、板橋宿という3つの有名な区なんだよという話をすると、ええ、そうなんだということで、聞かなかったという人がほとんどなんです。

やっぱり先ほどお話があったように、この不動通りだけじゃなくて、仲宿も全部ひっくるめた大きな宿場町というものを、区がリーダーシップをとってつくっていただければ、これはこれで僕が一々説明しなくても、板橋宿があるんだよねというふうに、非常に誇りにも思えるわけですね。

具体的に、じゃあどんな方法があるのみたいなことの中で、やはり今防災のあれで、不燃化とか耐震化というものを、板橋区は補助金を出しているわけなんですけれども、その耐震化とか防災のこともひっくるめて、景観も入れて、景観・防災補助金などという形で、例えば道路に1メートル面しているところを、補助金として10万円出して、10メートル面していれば100万円なんですけれども、これが片側1キロとすれば1,000m、1,000mだと1億です。往復で2億。これはやはり板橋区の区の予算2,000億の中で、数年かけて出すことは可能だと思えますね。

そのような補助金を出すことによって、商店街の方々がやる気になるというような設定、10年たって、すばらしい板橋宿がもし形成することができれば、観光とか商業の部分で、非常に大きな見返りがあるような気がいたしますので、そんな方法もあるということで意見させていただきます。

以上です。

○天野会長 よろしゅうございますか。

どうぞ。

○川口委員 初めてこの審議会に参加させていただきました川口と申します。よろしくお願いいたします。

初歩的な話かも知れませんが、ちょっと1点聞きたいんですけれども、この不動通り商店街の中の商店街が何軒あって、自分で経営している人は何軒、テナントになっているのが何軒、それで、この会議に参加している人はどういう、自分で営業している人がかなり出ているのか、その辺の構成を教えてくださいと思います。

○天野会長 いかがですか。概略でも結構ですので、何か。

○都市計画課長 今、お話ししている方々は、80 弱の店舗数で、自営の方がほぼ参加されていて、その参加人数につきましては、会ごとには違いますが、10 名弱程度だというふうに聞いております。

チラシ等の配布につきましては、全部で2,400 ほど、周囲も含めて配っているところでございます。

先ほどの合意形成の話もございましたもので、やはり商店街の商店の部分も含めまして、後背地の方たちにも十分な理解をいただくということが大切と思っておりますので、そういう意味で、まちができていくというふうに考えておりますので、その辺も一緒に取り組みをしっか

り考えて、合意形成のあり方等も考えながら、取り組んでいきたいなというふうに思っているところでございます。

○川口委員 ありがとうございます。やはり自分の店を自分で営業していて、自分の商店街を活性化しようというのと、かなりテナントである商店街とは全然考え方が違うものですから、すみません、今確認をさせていただきました。

○天野会長 ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、2つ目の議事に入りたいと思います。

議事の2、仮称ですが板橋区景観賞について、事務局のほうからご説明いただきたいと思います。

○都市計画課長 それでは、議事の2番目でございます。景観賞についてご説明させていただきますと思います。資料につきましては、資料2のほうをごらんいただきたいと思います。

まず、(1)のところで、前提というふうに書かせていただいております。景観計画では建築物、またまちづくり活動などの対象として、表彰制度というものの整備を記載させていただいております。また、景観条例の中にも表彰に関する規定がございます。

これらを踏まえまして、1ページ中段に矢印がございますが、その下に書かせていただいておりますが、平成23年に景観計画の運用を開始しまして、7年半の年月が経過しております。協議の件数も1,000件を超えております。実際、3月20日時点では、1,340件の協議をしておるところでございます。

景観の協議物件につきましては、景観計画の中で景観の担当者の技術力の向上でございますとか、今後の景観の協議へのフィードバック等も求められているところございまして、その辺の実績の検証等も、しっかりしていきたいなというふうに思っているところでございます。

続きまして(2)、1ページの下のほうでございますが、主な意見ということで部会の意見を掲載させていただいております。

1点目でございますが、他の自治体での表彰制度の経験から、景観協議物件以外の建築物を初め広告物やサイン、景観まちづくりの活動なども対象としていけるような制度が望ましいのではないかというご意見、2つ目といたしまして、公募については、必要な応募数が確保できない場合とか、質の低下を招くようなおそれもありますので、導入に対して、よく検討した上でということの懸念等をいただいているところでございます。

続きまして、資料２の２ページに移っていただきまして、景観賞の制度のイメージでございます。

１点目は制度の目的でございます、良好な景観の形成に寄与する建物、またまちづくりの活動などに対して表彰を行うことにより、景観まちづくりに対する区民、また事業者の意識の高揚を図り、良好な景観形成の一層の推進に資することを目的としたいというふうに考えております。

２点目でございますが、賞の対象でございます。過去に景観協議を行った民間の完了物件の所有者、または設計者とする場合、また、今申し上げた部分の協議以外の部分で、良好な景観の形成に寄与する民間の物件の所有者、または設計者、また、まちづくり活動の主体としたいというふうに考えております。

景観の協議以外の物件につきましては、例えば歴史とか景観の観点から、将来にわたり残していく価値が見込まれるもの、例えば昭和年代の初期の部分のものでございますが、大正までいくとなかなか保存されますけれども、昭和になってしまうと保存されない部分がございますので、そういう部分を少し想定して考えておるところでございます。

３点目といたしまして、景観の賞の選定方法でございますが、まず、二重括弧の①の部分でございまして、協議物件につきましては、まず予備選定として、区のほうの景観担当と、またアドバイザーの方に絞り込みを行い、次に一次審査として、部会で予備選定された候補の中から最終候補を絞り込みまして、二次審査といたしまして、審議会のほうで最終候補から賞を選定したいというふうに考えておるところでございます。

また、賞を複数選定することも可能としておりまして、このうち特にすぐれたものについては、例えば区長賞を授与できるような形で考えたいと思っているところでございます。

また、物件の表彰につきましては、おおむね３年に１回程度を考えていきたいというふうに思っております。

受賞者に対しては、区長から賞状の授与でございますとか、記念撮影また区のホームページ、広報誌、また板橋の景観写真展、毎年開いておりますが、こちらのほうに展示させていただけたらなというふうに思っております。

また、一方で、２ページの下の方でございます、カギ括弧の②の場合というふうにかかれておるところでございますが、協議物件以外のものもございますが、部会委員の皆様からちよつとご意見もありまして、公募を含めまして募集方法また選定方法について、引き続きまだ検討

が必要かなというふうに考えておるところでございます。

続きまして、3 ページをお開きいただきたいと思います。

今後の予定でございますが、31 年度に入りまして、景観賞の創設に向けまして、要綱等の整備を考えております。初年度につきましては、協議物件を対象に進めていくことを考えておりまして、上半期で物件の予備選定等を行って、後半では一次審査、二次審査という形で、賞の選定をしていけたらなというふうに考えているところでございます。

協議物件以外のものにつきましては、先行して進めることになります協議物件のほうの作業状況を見ながら、引き続き検討を進めていきたいなと思っております。

3 ページの中段以降につきましては、他区の事例ということで台東区、また港区、大田区の事例を記載させていただいているところでございます。よろしくお願いいたします。

○天野会長 いかがでしょうか。景観賞ですので、頑張ってくれた人には褒めちゃおうかなということで、まずは協議物件から、今ご紹介ありますように、もう既に……どうぞ、何かありますか。いいですか。ご意見をいただければと思います。まずは協議物件から、ちゃんと協力してくれたところは、まず褒めようかというところから始めたいということかと思いますが、何かご意見がございましたらいただきたいと思います。

どうぞ。

○中島委員 大変いい試みというか、みんながハッピーになることだと思うのでいいと思うんですけど、そういう意味では、最初の協議物件からということは、今最初の候補というのは、7 年半ぐらいの蓄積があるんだけど、その後は3 年ごとということは、直近の3 年間の間に協議をした物件についてというのが対象になるという、そういう理解でよろしいですか。ちょっと1 回目は違うんですけど。

○都市計画課長 1 回目以降は3 年ごとですので、直近の3 年間という形になりますが、ただ、ちょっとその部分をもう少し詰める必要があると思っていますけれども、今、原則的には直近の3 年間ということで、一度評価した部分は、もう終わっているという形にしたいなというふうに思っております。

○中島委員 ぜひ、でもやってほしいなと思うのは、結局景観協議でのいろいろな協議に応じられて、いいものをつくったということを、一つ大事なところではあるんですけども、景観への寄与ということを考えると、つくった時点でいいということだけじゃなくて、1 つはそれが維持されたりマネジメントされて、さらによくなっているとか、特に建物だと、確かに新

築のときはきれいですけれども、ランドスケープはまさに多分時間とともに育ってきて、よりよくなるでしょうし、あと、何かきれいなんだけど、実際にはあんまり人が使わなかったよねとか、何かそういうのも多分出てきちゃうので、つまり、幾つかの基準というか視点があって、設計の段階でプランの段階で非常に頑張ってくれたというのも評価してもいいし、その後もっと 10 年後ぐらいのむしろ時間を見て、非常に時間をかけてよくなったよねというようなものも、しっかりと評価するとかというふうに考えると、あんまりこの 3 年半の中の物件だけを見ていると、何かその辺は出てこないような気がするので、ちょっとその辺の何か豊かな視点というか、景観の評価をするときの視点を、もうちょっと豊かにして、賞の中身も、そういう意味で、応募するほうもそのことがわかるような形で、こういうところを評価しますよというのを何か、そういうところ、この中で議論していくんでしょうけれども、やっていくといんじゃないかなと思います。

○天野会長 ありがとうございます。まずは協議物件のほうからピックアップして賞をあげていく、恐らく第 1 回目は 7 年の蓄積があって 1,000 件以上あるので、そこからどのぐらい選ぶのかという問題も、これから検討していただきますけれども、多分その次とか、その次ぐらいになってくると、中島委員がおっしゃったように、長く使ってよくなったよねとか、使い方がいいよねとか、もしくは協議物件以外のやつも、そのうちひっかけていってもいいのかなということで、とりあえずはまず協議物件からということかと思います。ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

恐らく協議物件も景観計画における行為の制限ぎりぎりを通ったという話ではなくて、より頑張ってくれて、これは随分よくなったよねというのでいいかなと思います。

どうぞ。

○中島委員 これもちよっとほかの区でも神谷委員ともいろいろ議論したのもあるんですが、景観協議をやってよくなったよというようなことを言いたいところもありますよね。結構こういう物件は、そもそもいいやつは、ほとんど協議で何も言わなくても、いいやつみたいなものあったりとか、いろいろあって、だからその協議の過程みたいなものも、どのくらい評価するとか、情報として出すとか、つまり初めこうだったやつがこんなふうによくなって、こんなに頑張ってくれたみたいなのを評価するというものもあるし、初めからいいやつも、特に問題なしというやつもあったりとか、その辺はこの狙いが景観協議というもののある種役割みたいなものを、区民に知ってもらいたいみたいなことがあるのであれば、実はそのプロ

セスというか、協議内容は大事なかなと思いますので、そのところもだからちょっと賞をつくるときに、一つ検討する事項なのかなと思います。

○天野会長 選定するところで、ここに書いてあるように、一次審査は部会でやっていただくことになっていますので、幾つかの評価軸があると思います。一番初めからすごくいいやつを落とすというのも変ですが、協議している中で行為の制限ぎりぎりではなくて、もっといい方向に考えてくれちゃったというのも全部褒めてあげたいので、両方ありそうなので、そこは少しあんまり偏らないように評価をしていただいて、特に第1回目はその後に影響もありますし、数が多いので、少し緩やかにたくさん褒めてあげればいいかなと思っています。

よろしくお願いします。どうぞ。

○神谷委員 参考事例といいますか、新宿区がつい最近表彰をやったところなんですね、景観賞を。新宿の場合は、景観行政団体になってから10周年ということで、条例の運用からだとなんて25年以上やっているということで歴史があるんですが、しばらくやっていなかったんですね。景観行政団体になってからは初めてそういうことを、ちょっとやっぱりやったほうがいいだろうということで、昨年準備して、つい先日発表をしたということなんですが、10年間で2,500件ぐらいですね。それも協議した全件数じゃなくて、重立ったものだけでも2,500件、そこからまず1つ、第一段階で絞り込むだけでも、膨大な作業になるんですよね。

ある程度数を絞り込んでそこから絞っていく、これも大変なので、やっぱりその段階で、初めにこういう基準というふうに決めてもちろん選ぶんだけど、やっぱり事例を見ていくとそうもいなくて、やっぱりいろいろなものが出てくるので、やっぱりその辺を実際にやりながら判断しながら進めていくことに、多分板橋の場合そうなるんじゃないかと思うんですね。

新宿の場合には、最終的に5件プラス1活動ということで、たった5件ということだったんですけれども、やっぱりいろいろな意見があって、これはぜひというようなものが結構落ちるんですね。いろいろな条件でちょっと乗せられないというようなものがあったりして、実際には、やっぱり選ばれるものは限られてきてしまうということで、今お話があったように、じゃあこの先どうするんだというときに、2年か3年に1回ぐらいは、やっぱりやっていかなきゃいけないかなと。

やっぱり同じように、1回目の選考で漏れたものも、それも含めて見ていってもいいんじゃないかと。1回目で選ばれたものも、やっぱりかなり時間がたってよくなってきたもの、そういうものも選ばれたりしていますね。そんなことで協議で非常に努力してくれたもの、それは

やっぱり評価してあげたいよねということもあって、そういうものも入っていましたね。

そんなことでちょっとご参考までにということ。

○天野会長 いかがでしょうか。

松崎委員のほうが先でお願いします。

○松崎委員 私はちょっとレベルの低い意見で申しわけないんですけども、こういう会議もそうなんですけれども、まだまだ景観ということ自体、区民の意識にはまだ届いていないというか、関心が薄いというふうに思うんです。

そういうときにこういう表彰制度、景観賞などをやるというのは、区民の皆さんに景観というものを考えていく上でも、とても重要で大切だと思うんですけども、そのときに今この印刷物に書いてある表彰の仕方というか、例えば受賞者に対して賞状をあげます、写真も撮ります、ホームページに掲載しますと書いてあるんですけども、そういうことで広く区民に届くかなというのがちょっと心配になったもので、もう少しその辺の表彰されましたというのを周知する方法を工夫していただきたいのと、あと、できればこの建物とか、この通りが表彰を受けたものですよというのを長く、通ったときにでも感じてもらえるような、例えば銘板とか、そういう残るものも副賞として考えてほしいなと。

展示なんかだと、そのときだけしかないもんですから、そういうふうに見に行けるような、そんな工夫もしていただきたいなということを思いました。

以上です。

○天野会長 わかりました。広報とは極めて重要だと思いますので、よろしくお願いします。

あと、黒瀬委員も手を挙げて……

どうぞ。

○黒瀬委員 今の区民も巻き込むという意味で、私は一応区民の一人としてここへ来ているんですけども、賞を行うプロセスの中で、何か区民がもうちょっと参加できたらと思ったんですけども、一つ賞の枠の中で何か区民が投票して、賞をあげるような別枠なんかを1個つくって、その賞を投票するための何か仕掛けをして、それによってこういう選考会をやっているんだということに関心を持ってもらうという、そういうのもいいかと。

あんまり専門的なことだけじゃなくて、一般の区民がこういう取り組みは、ぜひ評価してほしいなとか思っているところを推薦してもらって、そうすると何かこの賞そのものが、もうちょっと話題になるんじゃないかと。賞をもらうこともいいですけども、何か賞をつくって

いくことも、せっかくですからやったらいいんじゃないかなという気がしました。

○天野会長　ありがとうございます。

選考の中でというのは、なかなか手続として難しそうですが、多分次の段階とその次の段階で、公募という話になると、必ずしも設計者とか所有者じゃなくて、一区民が、あそこはよくなったよね、あそこはよくなったんだけど、どうしてかよくなったので、何か賞にならないという形の応募もできるので、公募というのを視野に入れると、そういう方ももっと入れてあげられると思いますね。区民の方々を巻き込むようなことも、ぜひこれから今後考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○池邊委員　今に関連してなんですけれども、やはり区民投票というのも大事だと思っております。

私は柏市の景観賞の審査委員長をしておりますけれども、柏市では、いわゆるこれでいうと、第一次の審査が終わったものに対して、各支所だとか、そういう市役所及びいろいろな公共のところに行って写真を展示して、それで投票していただくということもやっております。

ただ、難しいのは、写真でやりますと、何か写真にかわいらしい鳥だとか虫だとかが入っていたり、きれいな花が、桜の花とかが入ってしまうと、どうしてもやはり区民投票でやると、そういう写真の風情みたいなものに、人気が集まったりはしています。

審査の中では、二次審査ではそういうことも踏まえて、区民というか市民が1番だったものと違うものが最優秀に選ばれるものもあるんですけれども、その中でも市民の方々、区民の方々がいいと思ったものにも、特別賞みたいな形で与えるというような形で、少し配慮している場合もあります。

あと、もう一つ、これは杉山委員とも一緒にやっていた港区の事例の中で、広告物を下げるというか、今まで醜悪だった広告物を色を変えたり、あるいはそれを下げたり、マンションの上ですとかオフィスビルの上とかにある広告物の中には、やはり結構夜景で遠目に見ると目立つだとか、あるいは駅のデッキの辺から見ると目立つだとか、そういうようなものもあって、これは港区の場合には、そういう重要地区の中にあるものに対して下げていただいた、下げてもらったところの企業ですとか、あるいはマンションさんの組合さんとかに表彰をしたという事例がありました。

あとは今、先ほど不動通りの話なんかもそうなんですけれども、小さな商店街などでそういうフラッグですとか、あるいはバナーですとか、あるいはのれんですとか、そういうようなも

ので工夫をした、そういう小さな事例、どうしてもこういう協議の事例になりますと、こう言っ
ては何なんですけれども、やっぱり建築物にいい設計家がいい設計をして、お金をかけたマ
ンションですとか、そういうものが結果として、それで協議もうまくやったものにとるとい
うような感じになってしまって、そうすると、小さな区民の方々の努力の結果というのが、なか
なか表彰できないので、これは今後でいいと思うんですけれども、そういう小さな取り組みに
もぜひとも賞を授けて、皆さんがモチベーション高く、来年はじゃあうちのところの商店街も、
広告物を少し統一してみようよとか、そういうモチベーションにつながるようなことをしてい
ただけるといいかなと思いました。

以上でございます。

○天野会長 ありがとうございます。多分、第1回目はとりあえず協議物件で頑張ったのから
始めさせていただいて、第2回目以降には、小さな取り組みから市民の方から応募していただ
くなりということで、展開を図っていきたい。私も初めから実は公募は物すごい気になってい
るんですけれども、既に協議物件は1,000件を超えていますよね。そこに賞をあげないわけに
いかないですし、その作業量は結構大変そうなので、まず一つこなしてからかなと思っています
ので、まずは……

どうぞ。

○神谷委員 公募の話というのは、必ずどこでも出るんですね。当然そういう手続は必要だと思
うんですが、やり方を考える必要があるということですね。

ちょっと補足したいのは、写真ではもちろんわからないし、現場を見に行っても、それでも
わからないということもあって、やっぱり見えない努力みたいなものがあるんですね、そのプ
ロセスとして。そういうところは、じゃあ誰が評価できるのか、どうやって評価するのかとい
う話になるんですが、結果として新宿区の場合、選ばれたのがこの5つで本当にいいのかなと
いう感じに最初見えたんですけれども、報告書として選定理由を並べて読めるようになると、
なるほど、そういうことかということで腑に落ちるんですね。

そんなことで、結果も大事なんですけれども、やっぱり何がどのようにどう評価されて、景
観的にいいということはどういうことかということが、こういう賞を通して広く伝えられる、
そういう方法がとれたらいいなと思いますね。

○天野会長 ありがとうございます。

どうぞ。

○杉山専門委員 一つ広報の話に関して、ちょっと考えを述べさせていただきます。

第1回目は1,000件以上あるというお話ですけれども、これははっきり言って減っていきます。私も幾つか参加しておりますけれども、それから今後、やっぱり経済状況もあるので、大型物件は減るだろうですとか、それは着実に減っているんですね。

ですから、中島委員にもお話がありましたけれども、今回の絞り込みというものと、それから、次回にきっと成長しているだろうという予測を立てての候補案を上げるとか、少し工夫をしていただくとよろしいんじゃないかなというふうに、減るのを前提として、そしてまた次に3年でまたふえていくのも出しながら、候補を上げていくというようなことをお勧めしたいなというのが1つでございます。

それから、今の協議物件と公募みたいなお話がありましたけれども、港区の事例、私は参加しておりますけれども、立派な設計物だけではいけないんじゃないかということで、区民セレクションというような、応募自体も区民にお願いして、ただ選定に関しては、専門の委員みたいな形でやっているというやり方がございます。でも、これでもまあまあ楽しいですね。ちょっと景観はこんなものだなというような内容が出てきたりするので、有意義かなと思っていたりします。ただし、これも公募がどんどん減ります。

なので、最初に広報のことをおっしゃっていただきましたけれども、広報とは大変大いなるテーマということで、区内の小・中学校でこれは、小学生だと余り景観という、そこまではわからなかったりするので、やはり高校ぐらいまでご協力いただけないかなとか、大学生だとか、そういう広報に関する部分の討議、それから工夫、こういったものは皆さんのご意見、いろいろアイデアを出していただくことが大変重要かなと思ったりいたします。

なので、少しそんな区分けをしながら、でもその段階で考えていくのか、区分けをするのかというようなことも討議していただくといいかなと思います。

もう一つ、これは質問でございますけれども、活動賞というようなこともお考えのようなんですけれども、これはほかの自治体などでも出てくることなんです、単なる清掃なんかじゃ駄目だよと、すごく意識を持って景観というふうに厳しい目で選ぶ自治体さんもあるんですけれども、そうすると、ほとんど候補が出てこないです。

なので、この辺りの活動賞というのは、そういう活動をしている団体を捕捉していらっしゃるかどうか、あるいはそういうグループづくりといったものを、大分支援を皆さんでなさっているかどうか、ちょっと私はその辺、存じ上げないので、その辺り、心づもりとしてどう

なのかしらというようなことを教えていただきたいなど。

○天野会長　いかがでしょうか。

○都市計画課長　まだどのくらいの団体が活動しているかというのは、ちょっと確認は正式にはできていないところでございます。ただ、幾つかの場所では、お花づくりとか、いろいろな取り組みをされていますので、そういうところも一つの視点なのかなと思っております。ちょっとそれはもう少し研究させていただきながら進めたいというふうに思います。ありがとうございます。

○天野会長　ありがとうございます。よろしゅうございましょうか。

多分、第1回目はちょっと協議案件でやらせていただいて、恐らくここまでの協議物件も、その次のときにどう、今回の賞以降に出てきたものだけじゃなくて、今までのやつも、その次に残すかどうかについては、公募というのを入れれば、十分それでも埋もれていけば出せますので、公募は公募なので、お役所の担当者の方が個人的に応募していただいても結構なので、事情のわかっている人が出していただくとか、景観アドバイザーの方々から出していただくとかということもありと考えると、今回取りこぼしたやつも十分後から拾えると思いますし、あるいは私見で別に決定事項じゃありませんが、二次審査で特にすぐれたものに対しては、区長賞を授与できるものとするを書いてあるので、区長賞以外をあげちゃいけないとは一行も書いていないので、場合によっては余り絞らない場合、区長さんから渡すのが一番よくて、例えば私とか景観審議会の会長から渡すような賞というのもつくれば、少し幅広に賞を差し上げられるかなということも含めて、検討していただくということでよろしゅうございましょうか。

ありがとうございます。

それでは、この案件はこれで以上とさせていただきたいと思います。

《 議事3については、個人情報に係る内容であるため非公開とする 》

4番目、その他報告事項でございますが、これについて事務局のほうからご説明いただければと思います。

○都市計画課長　それでは、4番目の議事のその他報告事項についてご説明差し上げたいと思います。

資料の4のほうをごらんいただきたいと思います。先ほどご意見いただいた部分を踏まえ、

幾つか出てきますが、ちょっとその辺もあわせてご確認いただければと思います。

まず、1点目でございます、夜間の景観についてでございます。こちらは東京都の景観計画が変更されて、公共施設等のライトアップの基本方針などの策定など、夜間景観の取り組みを開始したところでございます。一方、板橋区では、景観計画の景観形成基準の中に、住宅地やまた商店街における照明の配慮事項等、夜間景観の配慮事項の記載もされているところでございます。

そちらについて、少しご説明を差し上げようと思います。

まず、丸ポチの1つ目でございます。平成30年8月に東京都の景観計画が変更されたものでございます。この中では夜間における景観の形成に関する方針が追加されております。

少し飛んでいただきまして、5ページをお開きいただきたいと思います。こちらの5ページのほうに項番2というところがございますが、第1章第5、夜間における景観の形成に関する方針の追加がこれに当たりまして、3つの方針が挙げられております。

続きまして、資料4の1ページにお戻りいただきたいと思います。丸ポチの2つ目でございます。こちらは平成30年3月に東京都が策定しました公共施設等のライトアップ基本方針でございます。東京の魅力を高めるために、東京2020大会、またその後の引き続き夜間景観に磨きをかけていくということで、東京の夜間景観の大きな要素を占める公共施設からライトアップを先行実施して、民間施設への波及をさせていくのが目的で策定されております。

7ページをお開きいただきたいと思います。7ページ以降にこれに当たる部分がございます。次の8ページをお開きいただきたいと思います。東京の顔となるということで、発信力の高い部分で隅田川・臨海部エリア、また東京駅・皇居周辺エリア、赤坂・外苑周辺エリア、この3カ所を重点エリアとして、まずはライトアップの先行実施をしていくという予定になっているところでございます。

もう一度資料4の1ページのほうにお戻りいただきたいと思います。

丸ポチの3つ目でございます。こちらは現在の板橋区の景観計画の景観形成基準の中に書かれております夜間景観が、どのように捉えているかというところのご紹介でございます。該当する記述は2カ所ございまして、1つ目が、周辺の土地利用に配慮した照明として、住宅地内及びその周辺では、点滅する光源や色の変化など、過度な照明は避けるように努めるというふうにあります。

2つ目といたしましては、夜間照明の配慮として、商店街において1階部分に店舗・事務所

等を配置する場合は、夜間に暗くならないようライトアップするなど、夜間景観にも配慮した形態・意匠とするということをごさいます、商店街のにぎわいの創出が求められているものというふうに認識しております。区においては、まだここまでの状況でございます。

その他、報告事項といたしましては、今挙げさせていただいた部分についてのご報告でございます。よろしくお願いいたします。

○天野会長 東京都の夜間景観についてということでございますが、これはこれからそういうふうに関心を持っていくという方向なんですかね、板橋区でも。これを求めながら、多少の記載はあるんですけども、積極的にどうライトアップするかも含めて、必要であれば少し景観計画もしくはガイドラインまで考えていきたいということでございます。

よろしゅうございますか。

それでは、報告事項がもう一つあるんですかね。報告事項はよろしゅうございますか。

○都市計画課長 続きまして、2点目の報告事項でございますが、先ほどの資料4の2ページ目でございます。こちらから少し例を出しております。まず、今年度は異なるテーマで、2回のいたばし景観写真展を開催しております。

1回目のテーマでございます。板橋宿不動通りと江戸四宿ということございまして、2月18日から2月22日までの5日間、本庁舎の1階、区民イベントスペースにおいて開催しております。展示内容は板橋宿不動通り地区景観まちづくりの取り組みのPRのパネルと、また江戸四宿の板橋宿、品川宿、千住宿、内藤新宿の紹介パネル、また商店街のシンボルでありました銭湯でございます花の湯の鬼瓦でございますとか、懸魚と呼ばれます破風の彫刻についてでございます。

詳細については、少し飛びますが、11ページをお開きいただきたいと思います。こちらが周知用のチラシでございます。

続きまして、12ページでございますが、展示の様子でございます。13ページは景観まちづくりの取り組みのPRパネルでございまして、まちづくりニュースの内容等を中心に紹介しております。

続きまして、14ページと15ページでございますが、こちらは江戸四宿の紹介パネルとして観光のパンフレット等も含めて展示しております。パネルの作成おきましては、板橋区においては生涯学習課のほうで作成を手伝っていただきまして、また品川区、足立区、新宿区の関係者の方にもご協力いただいているところでございます。

続きまして、16 ページでございます。上段は板橋宿ゆかりの切り絵作家の方の作品でございます、商店街からお借りしてきたものでございまして、下段は先ほどご説明しました、委員からもちっとお話しいただきました商店街のバナーフラッグのものでございます。裏表が異なるデザインになっているものでございます。

続きまして、17 ページでございますが、こちらが銭湯でございました花の湯さんの鬼瓦と懸魚と呼ばれるものでございまして、多くの来場者の方にごらんいただいているところでございます。

続きまして、先ほどの資料4の2ページにお戻りいただきたいと思います。

次に、2回目のテーマでございますが、板橋崖線でございます、②のところでございます。3月11日から本日27日まで2週間半におきまして、赤塚支所、区役所の分庁舎でございますが、赤塚支所の1階ギャラリーのほうで開催しております。展示内容は、空から見た崖線をテーマにした崖線全景がわかる航空写真のパネルと、崖線の紹介をするさまざまなパネルを使っております。

詳細につきましては、18 ページをお開きいただきたいと思います。こちらが周知用の広告用のチラシでございます。

19 ページでございますが、展示の様子でございます。

20 ページに移らせていただきまして、崖線の全景のわかります航空パネルでございます。みどりと公園課のほう、区の中の課でございますが、そちらのほうで緑量の調査を目的に5年に1回撮影しているものでございまして、航空写真データをお借りして、パネルを作成しております。航空写真と一緒に崖線にまつわる歴史や文化・観光に関する情報を楽しんでいただけるように、写真の上に透明のフィルムを張りまして、職員の手づくりでいろいろな情報・コメントを記載したものでございます。

21 ページは、崖線の説明や、また特徴、崖線に関する景観計画の位置づけなどを紹介しております。

22 ページのほうをお願いいたします。こちらは崖線にまつわる景観以外のテーマの取り組みなどを紹介しているところでございます。

資料の説明は以上でございます。

これまでのいたばし景観写真展では、より多くの区民の方々に景観に対する興味を持っていただけるよう、景観写真の募集や展示を行ってきましたが、今年度は将来の景観形成重点地区

の追加指定でございますとか、江戸四宿での自治体同士の連携、また他課との連携した施策の展開を意識し、板橋宿、また旧中山道、崖線といった景観資源のスポットに当てた展示を企画いたしました。

今後もし少しでも景観の意識が広まるように、区の良い景観形成のために、継続的に開催等につきましては続けていきたいというふうに思っております。

すみません、以上でございます。報告を終わらせていただきます。

○天野会長 ありがとうございます。

夜間についてこれは検討していくと。この写真展について、何かご質問、ご意見ありますでしょうか。

結構区民の方々はいらしていましたでしょうか。

○都市計画課長 人数の確認はしておりませんが、結構人ばかりになっていることは、私も何度も見かけております。赤塚支所のほうでも、少し評判になったというふうに聞いておりますので、なかなか成功だというふうに思っているところでございます。

○天野会長 こういう地道な取り組みはとても大事だと思いますね。私は実は別のところでも知っているんですけども、板橋の崖線は、区民の方は物すごく親しくよくご存じかどうかが、若干心配なところもあるので、こういう取り組みは極めて重要だと思っていますので、1回やればいいというわけじゃなさそうなので、続けてぜひやっていただきたいと思いますし、せっかくパネルをつくったんだったら、学校か何かに持ち込んで、高校生の諸君に無理やり見せるとか、体育館なんかに置いておいて1週間ぐらい展示しておくなんていう手も、もうパネルをつくっておけば、後は誰かが運べばいいので、ぜひそういう高校と中学でもいいんですが、そういうところで、せっかくパネルは展示するぐらいだったら幾らでもできそうですし、そんなにこれはアップデートしなきゃいけないわけじゃなければ、例えば高校・中学の文化祭に、紹介コーナーで見させていただくみたいな手もありそうなので、ぜひ有効活用していただければと思います。

よろしゅうございましょうか。

○池邊委員 緑の推進会議と協力して、ぜひやりたいと思います。

○天野会長 ぜひぜひよろしくお願いします。1回使ってパネルを使わないともったいないので、有効活用で、本当に学校の文化祭か何かで、ちょっとしたスペースに展示しておくだけでも、あんまり見ないかもしれないけれども、ひょっとしたら見るので、ただのお茶でも置いて

おけば確実に見るので、そういう有効活用も考えていただきたいと思います。

よろしゅうございましょうか。

それでは、これで議事は全部終了しましたので、第 11 回の板橋区の景観審議会を閉会したいと思います。